

名古屋北部民商ニュース

2018年1月22日(月)発行

No.264

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地
TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114
E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

確定申告の準備はすでに済んでいる

1月も中旬を過ぎ、中小業者にとって頭の痛い確定申告の時期を迎えました。領収書や請求書などの整理、売上や仕入、その他の経費などの集計はできていますか？
医療費控除が変わります
今年の確定申告から医療費控除の明細書「またはセルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、領収書の添付は不要となりました。
ただし、領収書は5年間、自宅で保管がすることになりました。
市町村や各種健康保険組

倉敷民商・禰屋裁判 高裁で「破棄」、差し戻し判決!!

1月12日(金)、岡山・倉敷民商事務局員の禰屋町子さんに対する税理士法違反・法人税法違反ほう助事件について、広島高裁・岡山支部は岡山地裁判決を『破棄』し、差し戻す判決を言い渡しました。

愛知県下の民商はいち早く「支援する会」を結成し、署名や要請ハガキ、カンパなどに取り組み「必ず『無罪』を!!」と、運動を広げてきました。

高裁判決では「申告納税権が憲法上保障されているものでないことは明らか」とした地裁判決を取り消しました。

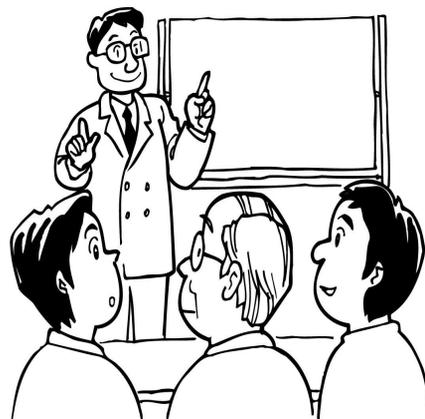
助け合いの自主計算・自主申告運動をいっそう強め、民商会員と商工新聞読者を増やし、組織を大きくすることが、税務当局への一番の反撃です。

引き続き、『無罪』判決を出させるため、署名や要請ハガキ、カンパなど、支援をお願いします。



1月14日(日) 安倍9条改憲NO! 北区市民アクションキックオフ集会」が、名古屋市北区スポーツ会馆で開催され、会場いっぱいの100

「安倍9条改憲NO! 3千万人署名」を成功させよう!



合から 医療費控除の明細書」が届きますので、失くさないようにしましょう。
申告学習会に参加を!!
名古屋北部民商では、下記の通り、所得税と消費税の申

告学習会を開催します。役員はもちろん、会員のみなさんも参加しましょう。

消費税申告学習会

日時：2月14日(水)

夜7時30分

会場は、いずれも名古屋北部民商・3階です。

筆記用具、電卓をご持参下さい。

所得税申告学習会

日時：2月6日(火)

夜7時30分

人以上が参加しました。

名古屋北法律事務所長の谷川一裕弁護士が「改めて憲法9条について考えてみましょう」と題して講演。

「武力によらない平和」をかかげた憲法、戦後、日本が平和国家として発展し、国際社会に迎えられ、経済的な発展を歩むことができたインフラとして機能した」と語り、憲法9条へ自衛隊の条項を付け加える問題について最終的には時の権力による。安倍改憲では9条1項、

新春全県事務局員会議に伴う

事務局不在のお知らせ

1月23日(火)は「全県事務局員会議」のため、終日、事務局員は『不在』となります。ご了承ください。

2項の削除に等しい」と述べました。

講演後は数人の方から活動報告。11月5日から毎日署名行動に取り組んでいる女性のグループや、若い保育士さんが発言。

保育士さんの手作り紙芝居がとても良かったので、1組500円で購入しました。

婦人部などで活用したいと思えます。憲法を変えるのではなく、憲法を生かす政治に。

3千万人署名」を民商では1会員10人分を目標に集めます。周りの人に署名を広げましょう。